

## 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 福祉を取り巻く状況の変化や制度改革の動向などを踏まえ、県と民間との役割分担を明確にし、時代にあった福祉サービスの向上を図るため、効率的な行政運営や県民との協働の観点から、県立福祉施設の今後のあり方について民間への移管・委託を含めて検討することを目的として、県立福祉施設あり方検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に報告する。

- (1) 県立福祉施設の今後のあり方に関する事項
- (2) その他この委員会の目的達成のために必要な事項

### (委員)

第3条 委員会の委員は、学識経験者、福祉サービス提供者、福祉サービス利用者等、経営者・労働者関係、ボランティア・NPO関係、公募委員及び行政関係者をもって構成する。

- 2 委員は、別表のとおりとする。
- 3 委員の任期は、第2条に定める事項について、知事に報告する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集して開催し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に学識経験者その他関係者の参加を求めることができる。

### (部会)

第6条 委員会は必要に応じ、特定の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に必要な事項は、別途定める。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、佐賀県健康福祉本部企画・経営グループに置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行する。

## 別表 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職名等	備考
学識経験者	新富 康央	佐賀大学高等教育開発センター長	委員長
	池田 高良	長崎大学名誉教授	副委員長
	北岡 賢剛	滋賀県社会福祉事業団企画事業部長	
	倉田 康路	西九州大学大学院教授	
	齊場 三十四	佐賀大学医学部教授	
	田口 香津子	佐賀女子短期大学	
福祉サービス提供者	諫山 眞司	知的障害者更生施設 富士学園園長	
	井上 定保	児童養護施設 慈光園園長	
	山口 敏伸	特別養護老人ホーム 桂寿苑 主任介護支援専門員	
福祉サービス利用者等	長澤 雅春	佐賀女子短期大学国際交流センター長	
	本告 ミヨ子	佐賀県手をつなぐ育成会副会長	
	森 久美子	呆け老人をかかえる家族の会佐賀県支部代表	
経営者・労働者関係	青山 祐二	佐賀県経営者協会専務理事	
	中原 昭子	日本労働組合総連合会佐賀県連合会女性委員長	
ボランティア・NPO関係	迎 知子	佐賀県ボランティア連絡協議会副会長	
	吉村 香代子	NPO 法人たすけあい佐賀副代表	
公募委員	大坪 武裕	-	
	永松 万一郎	-	
	松尾 イツヨ	-	
行政関係者	荒金 健次	佐賀市保健福祉部社会福祉課長	
	重藤 和弘	佐賀県健康福祉本部長	